



ついに！オリンピックの開催が近づきました。
7日 小暑、七夕、22日 大暑 22日 海の日、23日 スポーツの日

1. July ご案内・改正情報

- ① 算定基礎届は、7月12日が提出期限。4月～6月（支払ベースで見ます）の3か月の給与平均額の結果、9月に改定されます（保険料変更は、通常翌月10月支払い給与から）。固定的賃金の変動が4月にあり、標準報酬月額に2等級以上差がある場合には7月改定（月額変更届）となります（※固定的賃金がアップしたが、標準報酬はダウンの場合は該当しない、その逆も）。休業手当を含めて算定しますが、4月～6月の間に一時帰休を解消した場合には、休業手当を支給した月を除いて算定します。
- ② 賞与支払の時期です。不支給の場合は、社会保険の「賞与不支給報告書」の提出を致します。また、支給後に月末までに（月末日を除く）退職する場合には、被保険者でなかったとして保険料を徴収いたしません。ご注意ください。

※（労働者分保険料率）健康保険 **49.55**（愛知）／1000、介護保険 **9**／1000
厚生年金保険 **91.5**／1000 雇用保険 **3**／1000（建設業 **4**／1000）

2. 名言名句

「一人ひとりに天の使命があり、その天命を楽しんで生きることが、処世上の第一要件である。」

渋沢栄一

3. 法改正等ワンポイント

① 6月9日に改正育児・介護休業法が公布されました。（通信の4月号にて先行して内容をご案内済み）現状、法令で育児休業について、有期雇用労働者は、「引き続き雇用された期間が1年以上であること」、「子どもが1歳6ヶ月に達するまでの間に契約が満了することが明らかでないこと」という2つ要件を満たしたときに取得できます。今回の改正で 1つ目の要件が削除され、2つ目の要件のみとなりました。

有期雇用労働者に対する取得要件の緩和になりますが、別途労使協定を締結することで、以下の労働者について取得の対象外とすることができるため、労使協定を締結している時には、実質的な取扱いが変わらないことになります。＜・雇用された期間が1年未満の労働者 ・1年（1歳以降の休業の場合は、6ヶ月）以内に雇用関係が終了する労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者＞
なお、介護休業についても同様の改正が行われており、2022年4月1日に施行されます。

② 国家公務員の定年を65歳までに引き上げる改正国家公務員法が可決・成立しました（施行は2023（令和5）年4月1日）。法案の概要は次のとおりです。

◆定年の段階的引上げ 現在、国家公務員の定年は60歳ですが、2023年度から2年ごとに定年年齢を1歳ずつ引き上げ、2031年度には65歳にします。

	現行 (2022年度まで)	2023年度～ 2024年度	2025年度～ 2026年度	2027年度～ 2028年度	2029年度～ 2030年度	2031年度 ～
定年年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

なお、地方公務員、検察官、自衛隊の事務官等についても同様に引上げとなります。

◆「役職定年制」の導入

60歳で原則として管理監督職から外す「役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）」が新たに取入れられます。管理監督職の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の官職に異動となります。ただし、公務の運営に大きな支障が生じる場合は引き続き管理監督職を担える特例を設けます。

◆60歳に達した職員の給与

60歳以上の職員の給与は、当面はそれまでの水準の7割程度となります。また、定年が65歳になる2031年度までに給与制度を改定し、賃金の急激な落ち込みを緩和するとしています。

◆高齢期における多様な職業生活設計の支援

60歳以後定年前に退職した職員は、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定します。また、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用（任期は65歳まで）することができる再任用制度を設けます。民間企業に倣い柔軟な勤務形態が可能になります。



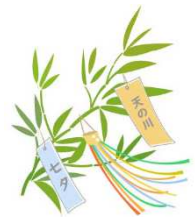
4. 統計・情報

① 総務省は、人口推計の2021年6月概算値及び2021年1月推計値を公表した。6月1日現在の総人口（概算値）は1億2,547万人で、前年同月比39万人（0.31%）の減少。1月1日現在の総人口（2015年国勢調査を基準とする推計値）は1億2,563万人で、同35万8,000人（0.28%）の減少。年齢階層別では、65歳以上人口が3,621万5,000人で、同28万7,000人（0.80%）増加し、他の階層は減少。（6月21日）

② 国税庁は、ホームページで公表している新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と当面の税務上の取り扱いに関するFAQに、「企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取り扱い」を追加した。従業員が感染防止のために使用するマスクなどの消耗品や、テレワークのために自宅に備え付ける空気清浄機等の備品の購入費、感染が疑われる場合のホテル等の利用料、PCR検査費用などを企業が負担した場合の給与課税の取り扱いや支給した費用分の損金算入可否等について説明している。これらの費用は基本的に、業務のために通常必要な費用として、従業員が負担した分の領収書等で精算し支払うものについては給与課税の対象とはならず、通常必要な費用以外に支給するものや、通常必要な費用として支給した後、使用しなくても返還の必要がないものについては給与課税の対象になるとしている。（5月31日）<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm#g4-9-5>

③ パーソル総合研究所は、「シニア従業員とその同僚の就労意識に関する定量調査」結果を発表した。定年後再雇用による年収の変化について聞いたところ、約9割が年収が減ったと回答、全体平均では年収が44.3%減った。また、50代以上のシニア人材の処遇に対しては、若い年代の社員ほど不公平感が強く、20代ではシニア人材が得ている給料や評価に対して、約3割が不公平感を抱いている結果となった。（5月28日）

④ 厚生労働省は、2020年「人口動態統計月報年計（概数）」結果を公表した。合計特殊出生率は1.34（対前年比0.02ポイント低下）、出生数は84万832人（同2万4,407人減少）で過去最少。死亡数は137万2,648人（同8,445人減少）で11年ぶりの減少。自然増減数（出生数と死亡数の差）はマイナス53万1,816人で過去最大の減少。（6月4日）



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

七夕飾りの五色の短冊には、願い事だけでなく、邪霊や悪霊を引き寄せて川に祓え流すという意味もあるそうです。新型コロナウイルスを祓え流すことができればと願います。ただ、新型コロナウイルスの新規感染者数が、愛知は減少傾向が続きますが、東京は拡大の一途を示しています。オリンピック開催のカウントダウンが始まり、いろんな心配が出てきています。高齢者のワクチン接種がすすむ中、職域接種や大学での学生に対しての接種も始まっています。当職も今月12日に接種券が発送されるとの事で、届き次第予約したいと考えています。変異株の脅威も迫っていますが、最善をつくすしかないと思います。

先月号では、メジャーリーグの大谷選手の大活躍を取り上げましたが、その勢いは留まるどころ知らずで、ホームランの数もその弾道も凄い事になっています。全米ではマンガのヒーローのごとくの大絶賛です。女性では全米女子オープンゴルフで笹生選手が、日本人初の優勝を飾りインタビューは上手な英語で受答え、日本人がスポーツ界で大活躍するのは、ものすごいんだけど、それが「突き抜けるような」爽快感のあるシーンを見せてくれています。「あっぱれ！」

今月はオリンピックでどんなドラマを見られるか、開催は心配なのだけど、やるならDramaticなシーンを期待します！頑張れニッポン！（S）

endure 2021